

令和2年

第2回志賀町議会臨時会

会 議 録

志賀町議会

令和2年第2回志賀町議会臨時会会議録

令和2年5月8日、第2回志賀町議会臨時会を志賀町役場議場に招集した。

(午前10時00分 開会)

(出席議員 14名)

1番	表	谷	茂	浩
2番	中	谷	松	助
3番	福	田	晃	悦
4番	稲	岡	健	太郎
5番	南		正	紀
6番	寺	井		強
7番	堂	下	健	一
8番	南		政	夫
9番	越	後	敏	明
10番	田	中	正	文
11番	富	澤	軒	康
12番	櫻	井	俊	一
13番	林		一	夫
14番	久	木	拓	栄

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町	長	小	泉	勝						
副	町	長	庄	田	義	則				
教	育	長	間	嶋	正	剛				
参		与	新	田	辰	巳				
総	務	課	長	濱	村	大				
富	来	支	所	長	関	田	勝	行		
企	画	財	政	課	長	山	下	光	雄	
情	報	推	進	課	長	今	村	浩	一	
税	務	課	長	岡	部				亮	
住	民	課	長	西					清	孝

健康福祉課長	村 井 直
環境安全課長	宮 下 隆
商工観光課長	荒 川 仁
農林水産課長	大 谷 清 樹
まち整備課長兼上下水道室長	吉 村 満
富来病院事務長	川 畑 智
会計管理者(会計課長)	平 井 清
学校教育課長	山 口 勝 好
生涯学習課長	大 畑 喜代志

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	出 崎 茂 男
議会事務局参事	徳 田 敦 史
議会事務局主幹	坂 上 大 輔

(議事日程)

- 日 程 第 1 会議録署名議員の指名
- 日 程 第 2 会期の決定
- 日 程 第 3 諸般の報告
- 日 程 第 4 町長提出 議案第36号ないし第38号 (提案理由説明)
- 日 程 第 5 町長提出 議案第36号ないし第38号 (質疑、委員会付託、討論、採決)
- 日 程 第 6 議員提出 発議第4号 (趣旨説明、質疑、委員会付託、討論、採決)

---

( 開 会 ・ 開 議 )

**寺井強議長** ただ今の出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、ただ今から、令和2年第2回志賀町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

**日程第1 会議録署名議員の指名**

**寺井強議長** 日程に入り、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員に、1番 表谷茂浩君、14番 久木拓栄君を指名し

ます。

---

## 日程第2 会期の決定

**寺井強議長** 次に、会期の決定を行います。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日限りとしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**寺井強議長** ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日限りとすることに決しました。

---

## 日程第3 諸般の報告

**寺井強議長** 次に、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

---

## 日程第4 町長提出 議案第36号ないし第38号（提案理由説明）

**寺井強議長** 次に、本日町長から提出のありました、議案第36号ないし第38号を一括して議題とします。以上の各案に対する提案理由の説明を求めます。

**寺井強議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 議長。

**小泉勝町長** 本日は、令和2年第2回志賀町議会臨時会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、ご多用の中ご出席賜り、厚く御礼を申し上げます。

本日の臨時会では、新型コロナウイルス感染症対策にかかる一般会計補正予算及び条例の改正の議案、合わせて3件について、ご審議をお願いするものであります。

まず、はじめに、新型コロナウイルス感染症対策については、連日テレビや新聞報道等でご存じのとおり、国では、4月7日に、感染拡大が進む都市部の7都府県に対し、緊急事態宣言を発令し、5月6日までを対象期間として、不要不急の外出や都道府県をまたぐ移動を自粛することなどを求めましたが、以後も感染者の増加に

歯止めが掛からず、4月16日には、対象地域を全国に拡大し、本県を含む13都道府県は、特に重点的に対策を進める「特定警戒都道府県」に指定されました。

これを受け、県では、翌17日に、社会生活の維持に必要な医療関連の施設や交通機関、スーパーなどを除く106業種に対し、4月21日から5月6日までの間、休業及び営業時間を短縮していただくよう要請をし、これに応じた場合、中小企業には50万円、個人事業主には20万円の協力金を支給することとしました。

また、国では、外出自粛や休業要請など、厳しい状況の中で頑張っている国民や企業等を支援するため、国民1人あたり一律10万円の「特別定額給付金」の支給をはじめ、児童手当受給者に対する対象児童1人あたり1万円の「臨時特別給付金」、さらには、収入が半減した中小企業に最大200万円、個人事業主に最大100万円の「持続化給付金」を支給することなどを決定し、これらにかかる補正予算が、先日、4月30日に成立したところであります。

こうした状況の中で、本町では、これまで、緊急事態宣言や県内での感染者の発生状況等を踏まえ、町民の安全・安心を確保するため、小中学校の休校や文化・スポーツ施設をはじめとする多くの公共施設の休館又は利用の自粛、そして、町及び各種団体の会議や行事・イベントの延期又は中止の要請、さらには、今月に入って、保育園や学童保育についても、登園自粛を要請するなど、様々な対策を講じてきたところであります。

町民の皆様のご理解とご協力のお陰を持ちまして、現在のところ、本町での感染者は発生しておりませんが、皆様には、厳しい行動制限の中、日常生活にも大きな影響が出ており、また、休業等により、収入が大幅に減少した方や、売り上げが落ち込み、厳しい経営環境にある事業者も多数おられることと思います。

そして、感染拡大が続く中で、この状況がいつまで続くのか、先が見通せない不安感にも駆られていることと思います。

こうした中で、私は、先月、国の特別定額給付金、一律10万円の給付に合わせ、経済的にも精神的にも厳しい状況にある国民の皆様をできる限り支援したいとの思いから、本町独自の施策として、1人あたり一律2万円を給付する方針を打ち出しました。

給付額については、本町の財政状況の現状、また、今後ますます厳しさを増すことなどを勘案したうえ、2万円が妥当と判断したものであります。

また、その財源については、感染症の影響により、今年度実施することができず、中止となる事業等にかかる事業費のほか、私をはじめとする特別職と、医療職を除く町職員の給料について、本年6月から来年3月までの10カ月間、私は2割、副町長、教育長、そして、町職員については1割を削減し、不足額は、基金を取り崩して対応する方針とさせていただきました。

このことに対しては、これまで、町内外から多数のご意見をいただいております。

賛否両論、様々なご意見がある中で、私は、職員の給料は、働いたことへの対価であること、また、職員には、守るべき家族があり、生活がかかっているといったことも、十分に理解しております。

しかしながら、この緊急事態において、感染拡大の影響が長引けば、経済活動が停滞し、民間企業においては、業績悪化や倒産などにより、給料やボーナスの大幅カットや、失業して収入がなくなる方も出てきたりするものと思われま

す。実際、もう既に、全国での企業倒産件数は100件を超えており、この状況が続けば、今後も増加していくものと見込まれます。

公務員の職務は、社会で利益を追求することではなく、住民福祉の向上と地域社会の安定に貢献することです。

私は、この緊急事態において、公務員であっても、その身を削り、難局を乗り切る必要があると考え、今回、職員に対し、この事態が収束に向かうまでの間、協力を求めたものであります。

こうした考えのもと、町独自の給付金支給にかかる方針を打ち出したわけですが、この間、職員の意見を聞く必要があると考え、先般、職員互助会とも話し合いを行ったところであります。

職員互助会からは、「厳しい状況にある町民を経済的に支援する施策として有効だと思う。また、事業の実施には、多額の財政負担を伴うことから、職員も給料の削減という形で、身を削ることもやむを得ないと考えるが、削減率につい

ては、5%としてほしい。」との意思表示がなされました。

これを受け、最終的に協議した結果、医療職を除く町職員の給料の削減率については、職員互助会の意思を尊重して、先の方針の10%から5%に引き下げることにし、当初の考えを改め、本日の提案として提出させていただきましたので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

この町独自の給付金支給については、多くの町民から感謝の言葉をいただいております。先にも述べましたように、この給付金には職員が身を削ることで町民の皆様の生活に貢献したいという思いが詰まっております。私自身、職員が私の思いを理解してくれたことに、心から感謝しているところであります。本当にありがとうございます。町民の皆様には、この職員の思いを汲み取っていただき、給付金を有効に使っていただくとともに、職員にこそ感謝の気持ちを伝えていただきたいと思いますと思っております。

さらに、給付にかかる財源として、これまでに、個人、企業の皆様から、この感染症対策に役立ててほしいと、多額のご寄付をいただいているところであります。また、多くの方から、マスクや消毒液などの貴重な物資のご寄付もいただいております。

皆様には、この場をお借りして、心から感謝を申し上げます。本当にありがとうございます。

国では、先日4日、これまでの対策で感染者の減少が十分なレベルとは言えず、医療体制が逼迫している地域も見られることから、緊急事態宣言の対象地域を全都道府県としたまま、対象期間を5月末まで延期することを決定したところであり、町としては、長期化する新型コロナウイルス感染症対策に、これらのご寄付を有効に活用させていただきたいと考えております。

まだまだ行動の制限など、不自由な生活が続くと思われませんが、議員各位をはじめ、町民の皆様には、引き続き、不要不急の外出の自粛や、密閉・密集・密接の3つの密を避けるなどの感染予防に努めていただくようお願いを申し上げます。

そして、この事態が一日も早く終息し、平穏な生活が取り戻せることを願う

ものであります。

それでは、本臨時会に提案しました案件について、ご説明を申し上げます。

まず、議案第36号 令和2年度志賀町一般会計補正予算（第1号）については、国の補正予算に伴う新型コロナウイルス感染症対策にかかる国民1人当たり一律10万円の特別定額給付金の給付をはじめとする緊急経済対策事業費や、町独自の町民1人当たり一律2万円を給付する支援事業費のほか、感染防止対策にかかる関連事業費などの計上を行うものであります。

歳入では、国庫補助金や財政調整基金繰入金などの増額を主とし、歳出では、国及び町の特別定額給付金給付事業をはじめ、子育て世帯臨時特別給付金事業や休業要請に対する感染拡大防止協力金、町内飲食店等に対するテイクアウト販売PR費用助成などの追加を主として、所要額を補正するものであります。

議案第37号 町長等の給与の特例に関する条例の全部を改正する条例について及び議案第38号 志賀町一般職の職員の給与の特例に関する条例の全部を改正する条例については、新型コロナウイルス感染症対策にかかる町民への支援策として、町独自の特別定額給付金給付事業の実施にあたり、その財源の一部に充当するため、町長等の特別職及び一般職の職員の給料の一部を減額する規定について、それぞれ、条例の全部改正を行うものであります。

以上、本臨時会提出案件についての説明とさせていただきますが、議員各位におかれましては、何とぞ慎重なるご審議のうえ、適切なるご決議を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

**寺井強議長** 説明を終わります。

---

日程第5 町長提出 議案第36号ないし議案第38号（質疑、委員会付託、討論、採決）

---

（ 質 疑 ）

**寺井強議長** これより、各案に対する質疑を許します。

（質疑なし）

**寺井強議長** ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

---



( 委 員 会 付 託 の 省 略 )

**寺井強議長** お諮りします。

各案につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**寺井強議長** ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

---

( 討 論 )

**寺井強議長** これより、各案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

**中谷松助議員** 議長。

**寺井強議長** 2番 中谷松助君。

**中谷松助議員** 日本共産党の中谷松助です。私は議案第38号 志賀町一般職の職員の給与の特例に関する条例の全部を改正する条例について、には、反対の立場から討論を行います。

この議案は、基本的に、全町民に一律2万円を給付するにあたり、その財源として、医療職を除く町職員に給料の減額を求め、財源の一部に活用するというものであります。

今次の新型コロナウイルス感染拡大は、まさに未曾有の大災害であると思えます。そんな中、スピード感をもった町民への一人2万円の給付は、大いに評価できるものと思えます。しかし、この財源の一部に一般町職員の給料の減額分をあてるということですが、これはたとえ善意であっても、あってはならないことだと思います。10%カットか、5%カットかではありません。これは町長だけでなく、我々、町全体が世に問われることとなります。本町職員の給料は決して高いものではなく、普通であります。給料というのは子育ても含め、労働力の再生産に必要なお金です。ですから、簡単に外からさわることはできないはずで、全国であまり例がないのはそのためだと思います。職員の皆さんもたいへんな状況は同じであります。例えば、学生のアルバイト減で仕送りが増える、家のローン

や介護、また、シングルなどががんばっておられます。ここを削るというのは、本当にあってはならないことだと思います。そして、この職員の給料カットというのは、町長と職員間、職員どうし、職員と町民間に分断を持ち込むことにならざるをえません。誠意ある町民に寄り添った対応になりにくくなります。カットするけどがんばってくれではなく、がんばってくれ、だけでいいと思います。職員の給料の減額、これはやってはならないと思います。わたしも多くの町民のみなさんからお聞きしております。どうかこの議案を取り下げて、町民の皆さんから歓迎される気持ちのいい独自案にしようではございませんか。

議員各位におかれましては特段の配慮を賜りますようお願いを申し上げまして、私の議案第38号に対する反対討論といたします。

ありがとうございました。

**寺井強議長** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**寺井強議長** 次に、原案に反対者の発言を許します。

**林一夫議員** 議長。

**寺井強議長** はい。13番 林一夫君。

**林一夫議員** 私は本日の第2回志賀町議会臨時会に提案されている、議案第38号 志賀町一般職の職員の給与に関する条例の全部を改正する条例について、反対の立場から討論を行います。

全国民を対象として、ひとり10万円の一律給付が4月末の法案成立を経て、特別定額給付事業として実施されようとしています。国におけるこの対応は国民それぞれの困窮度が増加する中において国民一人ひとりのおかれている状況が判別が難しい状況においては、一律の給付を行うことでできるだけ早期の救済を求めている方々への支援策として有効な施策と考えます。

この給付事業においては、志賀町でも5月11日月曜日から申請書類の郵送を始められて、5月26日火曜日にはそれぞれの世帯主の指定口座に振り込まれる予定で進められることとなっています。

本日の朝刊でも県内の小松市・加賀市では昨日から振り込みが開始されていることも報道されています。それに比べれば志賀町の対応は遅いと感じられますが、どうか今後トラブルなく、これ以上、遅れることのないように万全を尽くしてい

ただきたいと思います。

また、志賀町独自の給付事業として、町民一人につき2万円を同時に給付することを前提として準備が進められています。今回の新型コロナウイルスの感染拡大は、収束に向かっているわけではなく、石川県においても緊急事態宣言が5月末まで継続することとなっています。つまり、この感染拡大の傾向も長期化が予想され、全貌も明らかとなっていない現状における志賀町の町民一人につき2万円を給付する事業についての対応は拙速の感が否めません。時間をかけて現状認識を経て、慎重に進めなければならないと思います。

町民においてもすでに大きな影響を受け、日常生活や生業において困窮されている方もいれば、影響が少なく通常の生活を送っている方も大勢存在しています。そんな影響度においては大きな格差がみられる現状において、今後予定している2万円の給付事業については、拙速に事を進めるべきではないと考えます。4億円という貴重な公金としての財源を志賀町の状況にあったピンポイントに有効に使用される対応策に知恵を絞るべきであります。議会・商工会等を含めて状況把握や対策を議論・検討すべきであろうと考えます。

また、その財源の一部として志賀町一般職の職員の給与を5%減額し、財源の一部に充当しようとするということについても慎重でなければなりません。本来、公務員の給与は社会情勢や民間給与等を勘案したなかで決められる人事院勧告が十分尊重されて決定されるべきものであります。国家公務員においては、労働基本権の制約を受けることから、社会一般の情勢に適応する適正な給与を保証するための機能が付与されているのが人事院勧告の制度であります。民間準拠を基本としての制度であり、志賀町職員のような地方公務員にも参考として適用されるのが通例となっています。現下の状況を考えた場合、今後民間給与との大きな格差が見込まれますので、近い時点で人事院での格差是正が想定されます。となれば265名の志賀町職員については今回給与の5%削減、さらに人事院勧告による減額も想定されます。公務員の給与等の改定は権力を有する一部の人たちの恣意的な判断で行われるものではなく、またそのことを抑止するのが人事院勧告の精神であると考えます。今日の社会情勢を冷静に客観的に勘案した判断が求められると思います。そして今こそ町職員には奉仕の精神をもって町民を援助するために意欲をもってもてる知識・能力を発揮していただきたいと思います。

以上の理由をもって議案第38号については賛成できません。再度の協議の場を通して慎重な審議を改めて要求します。議員各位の賛同をいただきますよう、お願いを申し上げて私の議案第38号に対する反対の討論といたします。

**寺井強議長** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**寺井強議長** 次に、原案に反対者の発言を許します。

**堂下健一議員** はい。議長。

**寺井強議長** 7番 堂下健一君。

**堂下健一議員** 議案第38号につきまして、私のほうから反対の討論をいたしたいと思えます。先のお二方と重ならない形で、簡潔に述べたいと思えます。

感染症の専門家や識者らによると第3波・第4波の感染が、拡大がここ数年のうちに来るとの予測が大方です。新型コロナウイルスの感染がここ数カ月で終息するだろうと予測している学者はほとんどいないのが現状だとも思えます。町内でも感染者が発生し拡大することもありうるかと予測し、その対策を講じていると思えます。そして感染防止や対処の最前線の矢面に立たされるのが町職員のわけであります。

さらに今後、大雨や台風の自然災害を迎える季節に入ってきますので、町民の命と健康を守る砦となる大事な人材であります。この点からだけでも働く意欲をそこなうような政策はとるべきではありません。

また、これまでも全国的には企業の倒産や失業者が多く出ており、緊急事態の長期化で今後さらに拡大していくことが確実だとされています。町内企業に被害が及ばないということはありません。日本は言うに及ばず、世界中に失業者があふれだし、経済のV字回復などありえないというエコノミストもいます。いずれにしましても、町内企業の業績悪化に対する対応と失業者対策などもこれまで以上の業務の多忙さが予測されます。

当然、想定外の事態もありうるでしょうが、きめ細かい対応が求められます。法律学者より給与カットに対する手続きに対して憲法上これも疑問が指摘されている観点からも、この議案第38号については反対せざるをえません。

また最近ではネット社会ですので、このニュースが地元紙や中央紙で配信されると、即、多くの書き込みがありました。私が目を通した多くの書き込みで

町長提案に賛成はごく少数で、あとはすべて批判的な意見ばかりでした。公務員の給与をカットについては疑問を投げかける件が多く出されています。

図らずも全国の皆さんが注目している今回の条例改正です。新型コロナ感染が多発している他の自治体ではどこも取り組んでいない選択であります。ですから、なぜ他の自治体が給与カットという形を、政策を出していないかをよくよく考えてみる必要があるかと思えます。

町民からの職員の給与をカットして町民に配布するのはおかしいという意見や、そのような給付金は受け取れないという意見を多く私も聞いております。議員の皆さんには賢明な判断をお願いいたしまして、議案第38号に対する反対討論を終わります。

以上です。

**寺井強議長** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**寺井強議長** 次に、原案に反対者の発言を許します。

**稲岡健太郎議員** 議長。

**寺井強議長** はい。4番稲岡健太郎君。

**稲岡健太郎議員** 私は議案第36号 令和2年度志賀町一般会計補正予算第1号及び議案第38号 志賀町一般職の職員の給与の特例に関する条例の全部を改正する条例に対して、反対の立場から討論いたします。

今回の新型コロナウイルスの影響による町経済の打撃に対して、志賀町独自に対策を講じるということに関しては、何ら反対するものではありません。ただ、その対策の中身や手法について大きな疑問を感じております。

政府が臨時給付金を創設するにあたって紆余曲折の末に国民一人ひとりに対して一律に10万円を給付する特別定額給付金としたのは、なによりのスピードを重視したからです。突然の解雇・休業にあった労働者、収入が激減した世帯やアルバイトができなくなった学生など、生活資金をすぐにでも必要としている方々の命を守るために創設された制度です。

議案第36号はその一律10万円に志賀町が独自に上乘せするかたちで、町民全員に一律2万円を給付するものですが、町長曰く、町民に少しでも早く安心してもらいたいとの思いから、決定していないこの給付金を大々的に周知し、ま

た、新聞報道等の取材に対して、困っている人がたくさんいるので少しでも助けになれば、みなさんには貯蓄せずに使ってほしいとも話されております。

町民に早く安心感を与えるというなら、まず、国からの10万円の給付を進めるべきです。本町はオンライン申請については他の市町と遜色なく、国会での法案成立後すぐに受付を始めました。が、結局、給付は早くても19日か20日からと2週間以上も後になってからの支給開始となっています。本制度の設計上、人口が多い自治体ほど申請・給付にかかる時間を要する傾向にあります。志賀町の数倍の人口を有する小松市や加賀市では7日にはもう支給を開始しております。また郵送による申請書の受付開始は12日ごろから、支給開始は26日から、こちらも小松市や加賀市のようなスピード感はありません。給与の削減を検討する前に、今回のような事態に応じた体制に人員配置を整えて、住民が本当に必要な事業にマンパワーを投入し、より効果的な施策を行うべきです。そしてこれは行政職員にしかできないのです。

生活福祉金貸付制度や緊急小口資金等の貸付制度、住居確保給付金など、生活資金に困窮している世帯の制度は、今回の事態を受けて、拡充・要件緩和されています。そういった制度の周知をもっと図るべきです。

今回の議案の中で提案されている、事業者に向けた町独自の感染拡大防止協力金や持続化補助金はとても良いと思いますが、なにより給付を急いでいただきたい。また、休校自粛が続く中、子育て世帯への家計支援、子ども達・親達への精神的なケア、オンライン授業の検討など、優先すべき事はまだまだあると思います。

新たな感染者が少しずつ減っている中、住民には少しずつ安心感が戻りつつありますが、危機感が緩んだ時に第2の感染の波が訪れます。相次ぐ感染が拡大した北海道では、第2波と思われる感染拡大が発生しましたし、海外でも同様の事例が確認されています。まだまだ収束への道は半ばであり、行政職員は今後も住民のために汗をかいてもらわなければなりません。議案第38号は、今回のような災害の最前線に立つ仕事をすべきその行政職員の給与を一律にカットするものです。今回、医療職の方々は対象となっていませんが、窓口対応におられる職員の方々や、保育現場の方々、また教育現場の方々など、不特定多数の人たちと対面して仕事をしなければならない職員の皆さんも、感染の

リスクやクラスター発生の恐怖と闘いながら業務をしている意味では同じです。そしてその家族の方々も同様に感染の恐怖におびえながら精神的な苦勞を強いられながら生活しています。

昨日の全員協議会、役場の職員の互助会から今回の事態を受けて給与5%カットの申出があったと先ほども説明がありましたが、志賀町役場には職員の組合がありませんから互助会からということになるのでしょうか、そもそも互助会は職員相互の助け合いの組織で、公務員の職員団体のように勤務条件など待遇の維持改善を図るための活動を行う組織ではありません。似て非なる団体です。その互助会の中の理事会が急遽開かれて、そこから給与削減の申出があったとしても、職員の大半の同意があったとは言えません。また執行部からの圧力があったと邪推してしまう人が多いでしょう。

志賀町はこれまでもトップによる独断専攻がまかり通ってきました。それを是としてきた議会にも責任はありますが、今回のような事態、全世界共通の災害時には議会はもっともっと議論すべきではありませんか。

親の心配をよそに、「子ども達の心に寄り添う」であったり、「士気をあげさせてあげたい」などの感情的な方針を打ち出してきたこれまでの学校現場等の対応はあまり評価できませんし、本議案についてもこれまで同様に発案者の感情的な部分が見え隠れします。議案の中身の十分に議論されないままに2万円という金額だけが一人歩きして、町民の中には一人12万円で皮算用している人も少なくないと聞きます。現金が給付されれば先行き不透明な現状から多くの方が貯蓄に回すと思いますし、町内事業者のことを考えるならば、他市町のように商品券にしたほうが効果はあるのではないのでしょうか。そもそも財源がない中での2万円という数字の根拠も不明です。

歌舞伎や小説などによく登場する石川五右衛門、ねずみ小僧次郎吉、皆さんご存じだと思いますが、昔から日本人になじみが深く、義賊として人気があります。史実とは違うそうですが、彼らはお金のあるところから金品を奪い、それらをみなに分け与えたという点が大衆受けしているから人気があります。今回の事業も経済的な打撃を受けない公務員から、憲法第28条に抵触しながらも給与を奪いそれを町民に分け与えるという日本人好みの構図で大衆受けはするでしょうが、町経済への効果があるかは甚だ疑問です。外出も営業も自粛を

強いられている中、通信販売や貯蓄に現金が回ることを考えれば経済効果はほとんどないでしょう。

ちなみに同じ原発立地町である佐賀県玄海町では全町民に8万円分の商品券を配布するほか、町内産の和牛の販売促進を図り、一人2枚の布マスクの配布を行うそうです。財源は電源立地地域対策交付金やふるさと納税となっているそうです。

規模や財政力などの違いから他と同じようにはできませんが、それぞれの自治体で限られた財源や人材等、フル活用してこの危機を乗り切ろうとしているのです。

先の3月議会の一般質問でも申し上げましたが、未知なるウイルスや細菌による感染症の流行時に人は目に見えない脅威に対し過度に恐怖し、本来脅威ではない同じ人間に対して疑いや恐れ、不快などの感情を露わにし、差別的あるいは攻撃的にふるまってきたのです。

経済が壊滅的な時に公務員は給料が一銭も減らないから不公平ではないかとか、痛みを分かち合おうなどの感情論・精神論を掲げだす策は効果的であるとは思えません。正確な情報・データを冷静に分析し、国や県がサポートしきれない、サポートできないところをそれぞれの市町村が独自に調査し、それぞれの財源の中で住民を支えていくべきではないでしょうか。

本議案を原案可決すれば議会も嘲笑の的になることは必至です。

議員のみなさんの良識ある判断を期待しまして、私の反対討論といたします。

**寺井強議長** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**寺井強議長** 次に、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

**寺井強議長** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**寺井強議長** ほかにありませんか。

(なしの声あり)

**寺井強議長** 討論を終結いたします。



( 採 決 )

**寺井強議長** これより、採決します。

採決は、起立によって行います。

まず、町長提出 議案第36号 令和2年度志賀町一般会計補正予算（第1号）  
についてを採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立12名）

**寺井強議長** 起立多数。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第37号 町長等の給与の特例に関する条例の全部を  
改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立13名）

**寺井強議長** 起立全員。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第38号 志賀町一般職の職員の給与の特例に関する  
条例の全部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立8名）

**寺井強議長** 起立多数。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

**寺井強議長** 次に、本日、富澤軒康君ほか2名から提出のありました発議第4号 志賀  
町議会議員の議員報酬に関する特別措置条例についてを、議題とします。

本案の提出者から、説明を求めます。11番 富澤軒康君。

**富澤軒康議員** はい。議長。

今、新型コロナウイルス感染症が世界中に蔓延し、我が国においても、未  
曾有の被害や事態が発生し、日常生活、経済活動、スポーツ等々、あらゆる所  
に甚大な悪影響を及ぼし、国民が不安と恐怖に陥っているのが現状であります。

いつになったらワクチンが開発され、そしてまた副作用のない治療薬が開  
発し、我々が住む、人類がこの見えない敵に打ち勝つことが出来るのか、唯々、  
普段どおりの日常生活、そしてまた、あたりまえの日常生活に戻れることを願  
うばかりであります。

それでは、発議第4号「志賀町議会議員の議員報酬に関する特別措置の条

例」についての説明をいたします。

本町においても外出自粛により、大きな打撃を受けている宿泊施設、飲食店、観光事業者、企業、学校等々に従事している多くの町民の方々がおいでます。国からの給付金や助成があるにしても、経営の持続が難しく、経営困難に陥る事業者や生活困難な方が今後ますます増えていくことが予想されています。

今後、長引く感染拡大の収束の見通しが全くたたない今、町としても国同様に独自の非日常生活に苦しんでいる町民の方々のために、支援策を講じることが、しかもスピーディーに行うことが不可欠であります。

そこで議会では、色々な角度から検討した結果、報酬額の減額に関する条例案を提出すべきであるということになり、本日、提出をさせていただく訳であります。

本案は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う地域経済の停滞や町税等の歳入の減少が見込まれる中、町民への支援策等の予算を確保するため、議員報酬を本年6月1日から令和3年3月31日までの10カ月間、現行の報酬の月額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とするための条例を新たに定めるものであり、本年6月1日から施行し、同日以降支給される議員報酬についての適用するものであります。

議員各位におかれましては、提案趣旨をご理解のうえ、何とぞご賛同いただきますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

---

( 質 疑 )

**寺井強議長** 説明を終わります。

これより、本案に対する質疑を許します。

(質疑なし)

**寺井強議長** ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

---

( 委 員 会 付 託 の 省 略 )

**寺井強議長** お諮りします。

本案につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**寺井強議長** ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

---

( 討 論 )

**寺井強議長** これより、本案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

---

( 採 決 )

**寺井強議長** これより、採決します。

この採決は、起立によって行います。

議員提出 発議第4号 志賀町議会議員の議員報酬に関する特別措置条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立13名)

**寺井強議長** 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

**寺井強議長** 以上をもちまして、本臨時会の議事、すべてを終了しました。

令和2年第2回志賀町議会臨時会を閉会します。

(午前10時52分 散会)

---

議 長 報 告

- 1 議長報告第11号  
例月出納検査の結果について  
(令和2年3月24日実施)  
(令和2年4月24日実施)
- 2 議長報告第12号  
入札結果調書について  
(令和2年3月19日 1件)  
(令和2年4月16日 11件)  
(令和2年4月23日 7件)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

志賀町議会議長 寺 井 強

志賀町議会議員 表 谷 茂 浩

志賀町議会議員 久 木 拓 栄